

令和8年

第9回教育委員会会議

議案第34号

秋田県教育委員会

議案第三十四号

秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

(秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年秋田県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の期日又は場所の変更)</p> <p>第四条 教育委員会が法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による通知をした場合(法第十五条第三項及び第四項又は条例第十五条第三項及び第四項の規定により通知をした場合を含む。)において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会に対し、期日(日時、場所)変更申出書(様式第二号)により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(聴聞の期日における審理の公開)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 前項の公示は、<u>条例第十五条第四項の規定による公示の方法による通知に準じて行う。</u></p> <p>(代理人の選任等の手續の準用)</p> <p>第二十一条 第五条第一項本文及び第二項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、<u>第五条第一項本文中「当事者又は参加人」とあるのは「法第三十条又は条例第二十八条の規定による通知を受けた者(法第三十一条又は条例第二十九条</u></p>	<p>(聴聞の期日又は場所の変更)</p> <p>第四条 教育委員会が法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による通知をした場合(法第十五条第三項又は条例第十五条第三項の規定により通知をした場合を含む。)において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会に対し、期日(日時、場所)変更申出書(様式第二号)により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(聴聞の期日における審理の公開)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 前項の公示は、<u>県庁前の掲示場に聴聞審理公開公示書を掲示して行う。</u></p> <p>(代理人の選任等の手續の準用)</p> <p>第二十一条 第五条第一項本文及び第二項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、<u>第五条第一項本文中「当事者又は参加人」とあるのは「法第三十条又は条例第二十八条の規定による通知を受けた者(法第三十一条又は条例第二十九</u></p>

条において準用する法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。」と、「法第十六条第一項若しくは第十七条第二項又は条例第十六条第一項若しくは第十七条第二項」とあるのは「法第三十一条又は条例第二十九条において準用する法第十六条第一項又は条例第十六条第一項」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第二項中「法第十六条第四項又は条例第十六条第四項」とあるのは「法第三十一条又は条例第二十九条において準用する法第十六条第四項又は条例第十六条第四項」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第四条第一項中「法第十五条第一項又は条例第十五条第一項」とあるのは「法第三十条又は条例第二十八条」と、「法第十五条第三項及び第四項又は条例第十五条第三項及び第四項」とあるのは「法第三十一条又は条例第二十九条において準用する法第十五条第三項及び第四項又は条例第十五条第三項及び第四項」と、「当該当事者」とあるのは「当該通知を受けた者（法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第二項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第三項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当該当事者及び参加人」とあるのは「第一項の通知を受けた者」と読み替えるものとする。

条において準用する法第十五条第三項後段又は条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。」と、「法第十六条第一項若しくは第十七条第二項又は条例第十六条第一項若しくは第十七条第二項」とあるのは「法第三十一条又は条例第二十九条において準用する法第十六条第一項又は条例第十六条第一項」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第二項中「法第十六条第四項又は条例第十六条第四項」とあるのは「法第三十一条又は条例第二十九条において準用する法第十六条第四項又は条例第十六条第四項」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第四条第一項中「法第十五条第一項又は条例第十五条第一項」とあるのは「法第三十条又は条例第二十八条」と、「法第十五条第三項又は条例第十五条第三項」とあるのは「法第三十一条又は条例第二十九条において準用する法第十五条第三項又は条例第十五条第三項」と、「当該当事者」とあるのは「当該通知を受けた者（法第十五条第三項後段又は条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第二項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第三項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当該当事者及び参加人」とあるのは「第一項の通知を受けた者」と読み替えるものとする。

（秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部改正）

第二条 秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年秋田県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

<p>(意見の聴取の期日又は場所の変更)</p> <p>第四条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知をした場合(同条第三項及び第四項の規定により通知をした場合を含む。)において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、当該退職手当管理機関に対し、期日(場所)変更申出書(様式第二号)により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(意見の聴取の期日における審理の公開)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 前項の公示は、<u>準用行政手続条例第十五条第四項</u>に規定する公示の方法による通知に準じて行う。</p> <p>3 略</p>	<p>(意見の聴取の期日又は場所の変更)</p> <p>第四条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知をした場合(同条第三項の<u>規定により通知をした場合を含む。</u>)において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、当該退職手当管理機関に対し、期日(場所)変更申出書(様式第二号)により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(意見の聴取の期日における審理の公開)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 前項の公示は、<u>県庁前の掲示場</u>に意見聴取審理公開公示書を行なう。</p> <p>3 略</p>
--	---

改正前

附 則

- 1 この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第二項及び第二条の規定による改正後の秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第十二条第二項の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しにより県民の利便性の向上を図るため、聴聞等の期日における審理の公開の公示の方法を改める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年秋田県教育委員会規則第11号）の一部改正（第1条による改正）

① 聴聞の期日における審理の公開の公示を、秋田県行政手続条例（平成8年秋田県条例第4号）第15条第4項の規定による公示の方法による通知に準じて行うこととする。（第12条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

(2) 秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年秋田県教育委員会規則第11号）の一部改正（第2条による改正）

① 意見の聴取の期日における審理の公開の公示を、秋田県行政手続条例第15条第4項の規定による公示の方法による通知に準じて行うこととする。（第12条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この規則は、令和8年5月21日から施行することとする。

(2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

令和8年

第9回教育委員会会議

議案第35号

秋田県教育委員会

高校教育改革（ネクストハイスクール構想）の実現について

令和8年5月
秋田県教育委員会

国の
動向

高校無償化を契機とした、公立高校や専門高校等への支援の拡充

- 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の公表（令和8年2月13日）
グランドデザインを踏まえ、各都道府県において令和8年度中に「高等学校教育改革実行計画」を策定
- 高等学校教育改革促進基金の創設～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想～（令和7年度補正予算）
各都道府県に基金を造成し、改革を先導する拠点のパイロットケースを創出

令和7年度

令和8年度

令和9～10年度

- ①アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、②理数系人材育成支援、
③多様な学習ニーズに対応した教育機会確保の3類型に応じた拠点を創出

※基金の終期は令和10年度末

国のグランド
デザイン策定

改革を先導する拠点の創出・域内への共有・普及

取組を実行計画に位置付け

都道府県における**実行計画策定**

実行計画の**着実な実現**

新たな交付金等の仕組みについて
国の令和9年度予算の編成過程で検討

今後の
方向性

既存の取組の延長線上ではなく、新たな取組を企画立案することが求められている

- 全国及び県の人口動態、産業構造の変化を踏まえて、地域別就業構造の推計、人口の将来推計等のデータを活用しつつ、**県における人材育成上の課題を設定**
- 教育委員会だけでなく、**知事、首長部局、大学、地域の関係者や産業界等と十分に連携・協働し**、幅広く意見を聞きながら、**スピード感を持って、拠点の選定や実行計画の策定を進めていく**

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクール[※]構想～

令和7年度補正予算額

2,955億円



文部科学省

※N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schoolsの略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定） 抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応 （6）公教育の再生・教育無償化への対応 （教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念**されるところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業 令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた
高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

改革先導校の類型

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- ・ 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- ・ 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
- ・ 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用
- ・ グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業 令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

- ①都道府県
- ②民間

補助率等

①10分の10

補助対象経費

- ①改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ②高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

事業スキーム

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）²

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」に申請予定の改革先導拠点について

1. 申請予定校と取組のイメージ

<類型1>アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援（2校）

○ 大曲農業高校

（主な取組内容）

- ・スマート農業・畜産の研究・研修の拠点施設として、地域とともに取り組む新たな教育プログラムの開発
- ・最先端の研究機器を用いたデータの収集・蓄積・共有による、産官学が連携した共同研究の展開
- ・家畜の排泄物の堆肥化による持続可能な有機農業モデルの構築

（協力校）秋田北鷹高校、金足農業高校

○ 男鹿海洋高校

（主な取組内容）

- ・洋上風力発電産業を牽引する人材育成に向けた、工業科と水産科の枠を超えた横断的な学びの実現と新たな履修プログラムの開発
- ・周辺海域の環境データ等を活用し、産官学一体で行う探究学習の展開
- ・地域の専門人材を活用した高度資格・専門技術習得に向けた支援体制の構築

（協力校）男鹿工業高校、能代科学技術高校、由利工業高校

<類型2>理数系人材育成支援（1校）

○ 秋田高校

（主な取組内容）

- ・大学・企業等の専門家による伴走支援を得て行う新たなSTEAM型探究カリキュラムの展開
- ・探究と実践を往還するワークショップ等を取り入れたアントレプレナーシップ教育プログラムの開発
- ・データサイエンス等の科学的視点を導入した部活動の実践

（協力校）大館鳳鳴高校、秋田北高校、湯沢高校

<類型3>多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（1校）

○ 能代高校定時制課程

（主な取組内容）

- ・学校種の垣根を越え、個別最適な学びを実現するための柔軟なカリキュラム・モデルの構築
- ・遠隔教育を活用した学びの機会の保障と、対面とオンラインを組み合わせた交流・協働学習の充実
- ・「学習・就労支援ハブ」としての機能を強化し、地域のNPOスタッフ等による学習支援・居場所づくりの展開

（協力校）能代支援学校、比内支援学校たかのす校

2. 申請スケジュール

- ・申請予定日：令和8年5月15日
- ・採択発表日：令和8年6月下旬頃（予定）

令和8年

第9回教育委員会会議

議案第36号

秋田県教育委員会

秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	阿部 順一	学識経験者	令和8年6月10日～令和10年6月9日
2	岩野 玲子	学校教育・社会教育	令和8年6月10日～令和10年6月9日
3	大須賀 勉	家庭教育	令和8年6月10日～令和10年6月9日
4	黒木 健	学校教育・社会教育	令和8年6月10日～令和10年6月9日
5	黒丸 雄平	学識経験者	令和8年6月10日～令和10年6月9日
6	齊藤 千秋	学識経験者	令和8年6月10日～令和10年6月9日
7	佐々木美香	利用者	令和8年6月10日～令和10年6月9日
8	三戸 忠洋	学校教育・社会教育	令和8年6月10日～令和10年6月9日
9	鈴木 竜典	学識経験者	令和8年6月10日～令和10年6月9日
10	高田 寛久	学校教育・社会教育	令和8年6月10日～令和10年6月9日

令和8年5月7日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県立近代美術館協議会の委員任期満了のため、新たな委員について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立近代美術館協議会委員名簿
任期：令和8年6月10日～令和10年6月9日

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立近代美術館協議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立近代美術館協議会の概要

1. 博物館法における規定

- 第二十三条 ・ 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
・ 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。
- 第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2. 秋田ふるさと村条例における規定

- 第 六 条 近代美術館に博物館法第二十三条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、委員十人以内で組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 近代美術館の利用者
 - 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 協議会の内容等

- ・ 会 議 年2回（例年6月、12月頃）開催
- ・ 内 容 近代美術館の現状や今後の在り方について
- ・ 議事録 令和7年度第1回秋田県立近代美術館協議会（7月18日開催）要旨
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/91398>

令和8年

第9回教育委員会会議

議案第37号

秋田県教育委員会

議案第37号

秋田県立博物館協議会委員の任命について

秋田県立博物館条例（昭和50年秋田県条例第15号）第3条の規定に基づき、秋田県立博物館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	佐藤 かおる	学校教育・社会教育	令和8年5月7日～令和9年7月8日
2	保坂 美香子	学校教育・社会教育	令和8年5月7日～令和9年7月8日

令和8年5月7日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県立博物館協議会の委員の異動による退任のため、新たな委員について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立博物館協議会委員名簿
任期：令和7年7月9日～令和9年7月8日

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立博物館協議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立博物館協議会の概要

1. 博物館法における規定

- 第二十三条 ・ 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
・ 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第二十四条 ・ 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。
- 第二十五条 ・ 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2. 秋田県博物館条例における規定

- 第 三 条 博物館に秋田県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 博物館の利用者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 協議会の内容等

- ・ 会 議 年2回（例年8月、2月頃）開催
- ・ 内 容 博物館の事業、運営等について
- ・ 議事録 令和7年度第1回秋田県立博物館協議会（8月1日開催）要旨
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/91271>

令和8年

第9回教育委員会会議

議案第38号

秋田県教育委員会

議案第38号

秋田県立図書館協議会委員の任命について

図書館協議会に関する条例（昭和25年秋田県条例第37号）第4条の規定に基づき、秋田県立図書館協議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏名	分野	任期
1	藤原孝一	学校教育・社会教育	令和8年5月7日～令和9年11月8日

令和8年5月7日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

理由

秋田県立図書館協議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第38号 参考資料

秋田県立図書館協議会委員名簿

任期：令和7年11月9日～令和9年11月8日

以下、個人情報のため表示しません。

図書館協議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立図書館協議会の概要

1. 図書館法における規定

- 第十四条 ・公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
・図書館の運営に関し館長の諮問に応ずる。
・館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第十五条 ・委員は地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第十六条 ・設置、委員の任命基準、定数、任期等、必要な事項は地方公共団体の条例で定める。

2. 図書館協議会に関する条例における規定

- 第二条 県立図書館に図書館協議会を置き、当該図書館の名称を冠するものとする。
- 第三条 委員の定数は、十五人以内とする。
- 第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
- 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 県立図書館の利用者
- 第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 協議会の内容等

- ・会 議 年2回（例年10月、2月頃）開催
- ・内 容 図書館の現状や今後の在り方について
- ・議事録 ※令和7年度第1回秋田県立図書館協議会（令和7年10月29日開催）要旨
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/95035>
※令和7年度第2回秋田県立図書館協議会（令和8年2月19日開催）要旨
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88051>